

令和8年1月22日

令和8年第1回

水戸市国民健康保険運営協議会資料

水戸市保健医療部国保年金課

報告事項

1 令和8年度国保事業費納付金について

(1) 令和8年度国保事業費納付金の算定結果（確定値）について

① 県全体の国保事業費納付金

県全体の令和8年度国保事業費納付金（確定値）の総額は、令和7年12月末に国から示された確定係数を基に算定した結果、約747億円となった。

【県全体の状況】

区 分	R8年度 (確定値)	R7年度	増 減
国保事業費納付金	約747億円	約766億円	△約19億円 (△2.42%)

【納付金算定に用いる主な公費等の増減】

子ども・子育て支援納付金の新設となったことなど、納付金の算定に用いる保険給付費や主な公費等の増減により、令和7年度推計値と比較して、県全体の納付金額が約19億円減少となった。

主な公費等	増減額	納付金への影響	
保険給付費	△28.1億円	△28.1億円	
前期高齢者交付金	8.6億円	△8.6億円	(歳入)
療養給付費等負担金	△12.2億円	12.2億円	(歳入)
後期高齢者支援金分	10.4億円	10.4億円	
介護納付金分	2.7億円	2.7億円	
子ども・子育て支援納付金分【新規】	20.5億円	20.5億円	
年度間調整	△16.4億円	△16.4億円	(歳入)
その他公費の増・減	△11.7億円	△11.7億円	
合計		△19億円	※県全体 約19億円減

【仮算定時との比較】

県全体の納付金額は、保険給付費の再推計や納付金算定に用いる係数を「確定係数」に置き換え算定したことにより、仮算定の額と比べて約8億円の減となった。

区 分	令和8年度		増 減
	確定値	仮算定	
国保事業費納付金	約747億円	約755億円	約8億円 (△1.05%)

② 水戸市の国保事業費納付金

水戸市の国保事業費納付金（確定値）の総額は約64億1,200万円となり、令和7年度納付金と比べ、約1億4,300万円の減となった。また、仮算定額と比べて約6,000万円の減となった。

【水戸市の状況】

(単位：円)

区 分	令和8年度 (確定値)	令和7年度	増 減
医療分	3,798,878,569	4,224,889,877	△426,011,308
後期高齢者支援金分	1,822,876,270	1,730,723,039	92,153,231
介護納付金分	619,266,146	599,589,930	19,676,216
子ども支援納付金分	171,266,479		171,266,479
合 計	6,412,287,464	6,555,202,846	△142,915,382 (△2.18%)

【仮算定時との比較】

(単位：円)

区 分	令和8年度		増 減
	確定値	仮算定	
医療分	3,798,878,569	3,994,274,798	△195,396,229
後期高齢者支援金分	1,822,876,270	1,732,744,756	90,131,514
介護納付金分	619,266,146	580,239,321	39,026,825
子ども支援納付金分	171,266,479	165,070,693	6,195,786
合 計	6,412,287,464	6,472,329,568	△60,042,104 (△0.93%)

(2) 令和8年度の必要保険税額について

国保事業費納付金算定結果を基にした推計（子ども・子育て支援金を除く）

令和8年1月現在

(単位:千円)

項目		R8年度 (仮算定)	R8年度 (確定値)		備考
		現行税率	現行税率	改定後税率	
歳出	① 国保事業費納付金	6,307,259	6,241,021	6,241,021	・R8納付金 仮算定→確定値
	② その他事業費	614,640	614,640	614,640	・保健事業費 ・出産育児一時金等
A	事業に要する経費 (①+②)	6,921,899	6,855,661	6,855,661	
歳入	③ 県交付金	370,177	370,177	370,177	・県特別交付金等
	④ 保険基盤安定繰入 (保険者支援分)	465,119	465,119	465,119	
	⑤ 一般会計繰入	358,500	308,500	308,500	・制度改正
	⑥ その他収入	61,053	61,053	61,053	・その他収入 (延滞金等)
	⑦ 繰越金(収入不足額)	392,604	376,366	249,342	※繰越金の活用
B	現年分保険税以外の 歳入合計 (③+④+⑤+⑥+⑦)	1,647,453	1,581,215	1,454,191	
C	事業運営に必要な保険税額 ※保険基盤安定軽減分含む (A-B)	5,274,446	5,274,446	5,401,470	
D	現年分保険税収入見込額 ※保険基盤安定軽減分含む	5,274,446	5,274,446	5,401,470	
E	収入差額 (D-C)	0	0	0	

協議事項

1 子ども・子育て支援納付金課税額等について

(1) 令和8年度の必要保険税額について（子ども・子育て支援金分）

（単位：千円）

項目		R8年度 (仮算定)	R8年度 (確定値)	備考
歳出	A 事業に要する経費 (国保事業費納付金)	165,071	171,267	・R8納付金 仮算定→確定値
歳入	B 保険基盤安定繰入 (保険者支援分)	38,224	38,224	
C 事業運営に必要な保険税額 ※保険基盤安定軽減分含む (A-B)		126,847	133,043	
D 現年分保険税収入見込額 ※保険基盤安定軽減分含む		126,847	133,366	・県算定(標準保険税率) →市試算(保険税率案)
E 収入差額 (D-C)		0	323	

(2) 令和8年度子ども・子育て支援納付金分保険税率(案)

（単位：％，円）

項目	標準保険税率		水戸市 保険税率 (案)
	仮算定	確定値	
所得割	0.24	0.25	0.23
均等割	1,552	1,613	1,600
18歳以上均等割(※)	171	178	100

※少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子どもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。

支援納付金の算定に当たっては、「18歳未満の子どもを除いた18歳以上被保険者数」に按分する。(子ども・・・18歳に達する日以後の最初の3月31日以前まで)

(案)

答 申 書

(案)

国運答申第 号
令和8年1月 日

水戸市長 高橋 靖 様

水戸市国民健康保険運営協議会
会 長 鬼澤 真寿

令和8年度水戸市国民健康保険税について（答申）

令和7年8月21日付け国保諮問第1号で諮問のあった標記の件については、本協議会において、関係資料に基づき慎重に審議した結果、別添のとおり結論を得たので、ここに答申いたします。

1 はじめに

国民健康保険制度は、公的医療保険制度として、昭和34年の国民健康保険法施行以来、国民皆保険の基盤を支える重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、他の医療保険制度に比べて、被保険者の年齢構成が高いこと等により医療費水準が高い一方、所得に占める保険料負担が重いなどの構造的な問題を抱えていた。

こうした課題に対応するため、平成30年度から、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営において中心的な役割を担い、制度を安定化させてきた。

このような中、市は、茨城県が策定した県内市町村の統一的な運営方針である、「第2期茨城県国民健康保険運営方針」に基づき、県と連携した円滑な事業運営に努めるとともに、適切な保険税率について、毎年度、検討を行っているところである。

本協議会においては、令和7年度の水戸市の国民健康保険税について、繰越金を活用することで、被保険者の負担増に繋がらないよう十分に配慮しながら、適正な国民健康保険事業の実施が可能となる見込みであったことから、「現行の保険税率を据え置くこと」との答申を行った。さらには、令和8年度以降の保険税率については、現行税率による保険税の収入不足に対応することが厳しい状況も想定されたことから、適切な保険税率の設定となるよう、改めて検討すること、令和8年度において、子ども・子育て支援金制度が創設されることから、適切に対応することなどの意見を付した。

2 審議の経過

本協議会は、令和7年8月21日に、水戸市長から令和8年度水戸市国民健康保険税について諮問され、令和8年度国保事業費納付金（仮算定）の概要や令和7年度の決算見込み等について市から説明を受け、それらに基づき示された必要保険税額の推計結果、保険税率改定方針（案）及び令和8年度保険税率改定（案）について審議した。その概要は、以下のとおりである。

(1) 令和8年度の国保事業費納付金の仮算定額に基づく必要保険税額の推計結果

国保事業費納付金の仮算定額は、64億7,232万9,568円と県から示された。このうち、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分については、63億725万8,875円となり、この仮算定額を基に推計した結果、令和8年度の事業運営に必要な保険税額は約56億6,705万円、これに対して、現行税率による保険税収

入見込額は約 52 億 7,444 万円となり、現行の保険税率を据え置いた場合、約 3 億 9,260 万円の不足が生じる見込みとなった。

(2) 保険税率改定方針（案）

①繰越金を活用した保険税率の改定

令和 8 年度の収支見込みについては、県から示された国保事業費納付金の仮算定結果を基に推計した事業運営に必要な保険税額に対し、現行の保険税率による保険税収入見込額が約 4 億円の不足となる見込みである。前年度までは、国保会計の繰越金を活用することで、収入不足が解消され収支の均衡を図ってきたところであるが、令和 8 年度以降においては、現在の繰越金に限りがあり、現行税率による保険税の収入不足に対応していくことが厳しい状況にある。

このため、令和 8 年度以降の保険税率については、適正な国民健康保険事業の実施が可能となるよう、繰越金の活用による被保険者の負担軽減を図りながら、現行税率を改定し、適切な保険税率の設定を行う。

②子ども・子育て支援金制度の創設に係る新たな保険税率の設定

国において、「少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み」として、医療保険の保険料（税）とあわせて拠出する子ども・子育て支援金制度が令和 8 年度に創設されることから、新たな保険税率の設定を行う。

なお、保険税率の設定に当たっては、県から示される標準保険税率を基に検証を行う。

(3) 令和 8 年度保険税率改定（案）

保険税率改定方針（案）に基づき、別紙【保険税率改定資料】のとおり、保険税率の改定について検討を行った。検討に当たっては、繰越金の活用による被保険者の負担軽減を図りながら、現行の保険税率による保険税収入の不足を解消するため、国保事業費納付金や国保会計の決算状況等を勘案するとともに、世帯の人数構成や所得階層に基づき試算を行った。

このことから、令和 8 年度の保険税率改定において、単年度赤字が縮減し、適正な国民健康保険事業の実施が可能となる見込みの上、繰越金を活用することにより、被保険者の急激な負担増に繋がらない保険税率の改定（案）とした。

また、子ども・子育て支援金については、茨城県から示された標準保険税率を基に設定した保険税率（案）とした。

これらの事項に対し、慎重に審議を行い、委員からは、「単年度赤字だが、繰越金を活用して、税率をそのまま維持することができないのか。」「税率を上げざるを得ない状況まで持ってきている。」「適正な保険税率を設定していかないと、維持できないのではないか。」「保険税率の引上げはやむを得ない。」などの意見が出された。

3 審議結果

急速な高齢化等による医療費の更なる増加や、被保険者数の減少に伴い保険税収入が減少傾向にある一方で、継続する物価高等による市民生活への影響があることから、令和8年度の保険税率の検討に当たっては、被保険者への影響が最小限となるよう考慮されるべきものである。

市から示された令和8年度保険税率改定（案）については、保険税率改定方針（案）に基づき、世帯の人数構成や所得階層による試算等を行い、被保険者の影響等について検証を重ねたほか、繰越金の活用による被保険者の負担軽減を図りながら、現行の保険税率の改定により、単年度赤字が縮減する見込みであることから、適正な国民健康保険事業の実施が可能であるものとする。

本来であれば、事業運営に必要となる保険税額の不足について、大幅な保険税率の改定を行い、単年度赤字を解消するべきところであるが、繰越金を活用することで改定率を抑えているため、被保険者の急激な負担増に繋がらないよう十分な配慮がされているものとする。

また、子ども・子育て支援納付金課税額については、国において令和8年度に創設される制度であることから、新たに保険税率の設定が必要であったため、県が算出した標準保険税率を基にして、適切に保険税率の検討がされているものとする。

以上の審議を踏まえ、令和8年度の水戸市国民健康保険税の税率については、次のとおり実施されたい。

(1) 税率について

① 基礎課税額

区 分		現 行	改 正
税 率	所得割額	100分の7.84	100分の7.85
	被保険者均等割額	30,500円	31,600円

② 後期高齢者支援金等課税額

区 分		現 行	改 正
税 率	所得割額	100 分の 3.44	100 分の 3.50
	被保険者均等割額	12,600 円	13,700 円

③ 介護納付金課税額

区 分		現 行	改 正
税 率	所得割額	100 分の 2.31	100 分の 2.37
	被保険者均等割額	15,200 円	16,300 円

④ 子ども・子育て支援納付金課税額

区 分		現 行	改 正
税 率	所得割額	—	100 分の 0.23
	被保険者均等割額	—	1,600 円
	18 歳以上 被保険者均等割額	—	100 円

(2) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4 附帯意見

(1) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額について、国保事業費納付金の変動等による国保税の急激な変化は、制度の安定性を欠くことから、今後も安定的な財政運営をしていくため、令和 9 年度、令和 10 年度についても繰越金の活用により被保険者の負担軽減を図りながら、保険税率を据え置くこととされたい。

ただし、国保事業費納付金の大幅な変動や制度改正等により、事業運営に大きな影響が見込まれる場合には、保険税率の改定について柔軟に対応すること。

- (2) 子ども・子育て支援納付金課税額については、令和9年度、令和10年度において段階的な引上げが必要となることから、保険税率の改定について適切に対応すること。
- (3) 引き続き、国保税の収納率向上や交付金等の財源確保、特定健診の受診率向上やデータ分析に基づいた保健事業などによる医療費の適正化に努めること。
- (4) 県の国保財政の運営状況を注視し、健全化や効率化に向けた取組要請を行うとともに、国や県に対して市町村への支援を要望すること。